

補助金交付申請書類 記入上の注意

● 補助対象経費 ●

①補助金額

- (1) 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（ただし登録人数により上限あり）
7年度より下記のとおり補助金額と支給区分を見直しました。申請時に間違いのないようにしてください。

令和7年度から	令和6年度
(1) 登録人数が40人以上の団体 60,000 円	(1) 登録人数が100人以上の団体 45,000 円
(2) 登録人数が30人～39人の団体 50,000 円	(2) 登録人数が50人～99人の団体 36,000 円
(3) 登録人数が20人～29人の団体 40,000 円	(3) 登録人数が10人～49人の団体 27,000 円
(4) 登録人数が10人～19人の団体 30,000 円	

②補助対象の項目

- 「指導者謝礼品」 …… 外部指導者謝礼品・手土産など（※お中元は不可）
- 「指導者研修費」 …… 指導者講習会参加費、それに係る交通費（公共機関分のみ）
- 「施設等使用料」 …… 大会・練習会のための体育館・グラウンド等の使用料
学校開放施設使用時の実費（電気代等）
- 「大会等参加費」 …… 公式大会参加費等（個人参加費は除く）
- 「加盟団体等登録費」 …… 連盟・協会等登録費（個人から徴収する額を除く）
- 「傷害保険料」 …… スポーツ安全保険などに加入する保険料

※7年度より「傷害保険料」を補助対象の項目に追加

● 記入上の注意点 ●

①補助金交付申請書について

- ・交付決定額は団体ごとに異なりますので、「交付要綱」を参考に確認してください。
- ・登録人数は、6月30日現在の人数（小学生・中学生が対象）でお願いします。
- ※7年度より登録者名簿の様式を、小学生と中学生を区別しています。

②収支予算書について

- ・収入総額と支出総額は、同額になるよう予算組みをしてください。

③補助金交付請求書について

- ・別添の記載例の ○ 内は記入しないでください。
- ・口座名義人欄は、団体名称だけでなくすべて記入してください。

例：スポーツクラブちた 代表 知多花子

その他の注意事項について

- ・鉛筆の ——— 線の箇所は、記入しないでください。

- ※ ボールペンまたはインクで記入してください（鉛筆は不可）。
 - ※ 年度の終わりに「収支決算書」を提出していただきますので、「収支予算書」の控えを保管しておいてください。